



鳥取県公報

平成18年 5月 9日(火)
第 7 7 8 5号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定の解除（347）（森林保全課） 1
- 県営土地改良事業の工事の完了（348）（道路建設課） 1

告 示

鳥取県告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年 5月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町西一丁目218、219の1
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第348号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成18年 5月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 岸溝地区	平成18年 3月24日

